

セルフメディケーション税制を利用してみよう！

近年、円安が進み、食料品や資源価格などの上昇が続くなどの要因が重なって物価が上昇しています。生活にも影響が出ているな、と感じていませんか？

負担を少しでも減らすために取り入れたいのが節税です。2023年11月号のマンスリー健康情報でも取り上げたセルフメディケーション税制もその1つです。みなさんも活用してみませんか？

1. セルフメディケーション税制とは？

セルフメディケーションとは「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること(WHO 定義)」という意味があります。セルフメディケーションを実践する国民が増える事で医療費の節税につながると考えられ、制定された背景があります。

セルフメディケーション税制【医療費控除とは併用できません】

決められた要件を満たした方が、その年中(1~12月)自身または生計が一緒の親族のために、**12000円**を超える対象医薬品を購入した場合に一部減税されるという制度です。制度は2026年12月まで実施予定となっています。

2. 対象となる医薬品は何？

1) 医薬品の種類

医薬品には2つの分類があります。

- 医師が処方する医薬品
- 薬局・薬店・ドラッグストアなどで処方せん無しで購入できる医薬品(OTC 医薬品)



2) セルフメディケーション税制の対象となる医薬品

当初、セルフメディケーション税制の対象となる対象医薬品は OTC 医薬品の中でも、スイッチ OTC 医薬品(医療用から転用された医薬品)と分けられる薬となっていました。令和4年1月1日よりスイッチ OTC 以外の薬も対象となっています。



対象品名は厚生労働省 HP にて掲載されていますので、確認してください。

